

2021年8月13日

各位

インフラファンド発行者名  
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号  
いちごグリーンインフラ投資法人  
代表者名 執行役員 長崎 真美  
(コード番号 9282) [www.ichigo-green.co.jp](http://www.ichigo-green.co.jp)  
管理会社名  
いちご投資顧問株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 岩井 裕志  
問合せ先 執行役員グリーンインフラ本部長  
新田 貴生  
(電話番号 03-3502-4854)

### 規約変更および役員選任のお知らせ

いちごグリーンインフラ投資法人（以下、「本投資法人」という。）は、本日開催の役員会において、規約の一部変更および役員選任に関して、2021年9月25日に開催予定の本投資法人の第6回投資主総会（以下、「本投資主総会」という。）に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当該事項は本投資主総会の承認可決をもって効力を生じます。

#### 記

##### 1. 規約一部変更の件

規約変更の理由は以下のとおりです。

本投資法人は、現行規約第15条において、投信法第93条第1項に基づき、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす旨の規定を定めております（いわゆるみなし賛成制度）。しかしながら、みなし賛成制度が適用されることにより相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しく、かつ、投資主の利害関係および投資法人のガバナンスの構造等に大きな影響を与える議案や、投資主と投資法人の役員や資産運用会社（管理会社）との間で重大な利益相反が生じる可能性が高い議案について、必ずしも投資主全体による熟慮を通じた投資主の多数意思に従った判断がなされないまま提案が可決される可能性があるため、近時の少数投資主による投資主提案に係る議論も踏まえ、かかる一定の議案（以下、「対象議案」という。）について、所定の手続きに基づいて、少数投資主または本投資法人から事前に反対の明確な意思が表明された場合にみなし賛成制度を適用しないこととする変更を行うものです。

対象議案は、①執行役員または監督役員の選任または解任、②資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結または解約、③解散、④投資口の併合、⑤執行役員、監督役員または会計監査人の責任の免除および⑥吸収合併契約または新設合併契約の承認に関する議案とします。

事前に反対の意思を表明することのできる主体は、公正性、公平性の観点から、一定の資格要件を備えた少数投資主および本投資法人とします。

反対意思を表明する場合の手続き要件は、①少数投資主については、一定の期間内における本投資法人（招集権者が執行役員または監督役員以外の者である場合は、本投資法人および招集権者の双方）への通知とし、②本投資法人については、招集通知への記載または本投資法人のウェブサイトにおける公表とします。

以上の内容によるみなし賛成制度の一部適用除外を定めるとともに、これに伴い必要となる変更を行うため、みなし賛成に関する規定について変更を行うものです。（第15条関係）

規約変更の内容は以下のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示します）

現行規約	変更案
<p>第15条（みなし賛成） 1.～2.（記載省略）  （新設）</p>	<p>第15条（みなし賛成） 1.～2.（現行のとおり） 3. <u>前2項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しない。</u>  <u>(1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任</u>  <u>(2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約</u>  <u>(3) 解散</u>  <u>(4) 投資口の併合</u>  <u>(5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除</u>  <u>(6) 吸収合併契約又は新設合併契約の承認</u>  4. <u>第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。</u></p>

## 2. 役員選任の件

本投資法人の執行役員である長崎真美ならびに監督役員である野本新および藤田清文は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となるため、執行役員および監督役員の選任につき、付議するものです。併せて、執行役員または監督役員が欠けた場合または法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員、補欠監督役員の選任についても付議するものです。

### [参考] 役員候補者の略歴

役職名	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職	
執行役員 (候補者) 【新任】	伊藤 菜々子 (1980年5月8日)	2007年12月	弁護士登録 (第二東京弁護士会) 三井法律事務所
		2011年7月	二重橋法律事務所 (現祝田法律事務所)
		2013年9月	金融庁証券取引等監視委員会証券検査課
		2015年11月	二重橋法律事務所 (現祝田法律事務所)
		2016年10月	岩田合同法律事務所 カウンセル (現任) (第一東京弁護士会)
監督役員 (候補者) 【重任】	野本 新 (1968年7月8日)	1997年4月	弁護士登録 (第一東京弁護士会) 小中・外山・細谷法律事務所
		2002年9月	ポールヘイスティングスLLP (ニューヨーク)
		2003年5月	米国ニューヨーク州弁護士登録
		2003年11月	米国カリフォルニア州弁護士登録
		2004年1月	ポールヘイスティングス法律事務所 外国法共同事業
		2008年2月	ポールヘイスティングス法律事務所 パートナー
		2010年2月	シティユーワ法律事務所 パートナー (現任)
		2016年6月	本投資法人 監督役員 (現任)
		2016年8月	PAG不動産投資顧問株式会社 (現タカラPAG不動産投資顧問株式会社) コンプライアンス委員会外部委員 (現任)
		2020年7月	M&G Investments Japan株式会社 監査役 (現任)

役職名	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職	
監督役員 （候補者） 【重任】	藤田 清文 （1972年7月21日）	2000年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 淀屋橋合同法律事務所（現弁護士法人淀屋橋・山上合同）
		2004年6月	金融庁検査局総務課
		2006年7月	弁護士法人淀屋橋・山上合同 東京事務所
		2006年7月	株式会社フェリシモ 社外監査役
		2007年4月	弁護士法人淀屋橋・山上合同 東京事務所 パートナー（現任）
		2008年3月	日土地アセットマネジメント株式会社 （現中央日土地アセットマネジメント株式会社） コンプライアンス委員会外部委員（現任）
		2009年8月	フィンテックアセットマネジメント株式会社 コンプライアンス委員会特別委員
		2014年5月	株式会社フェリシモ 社外取締役（現任）
		2015年6月	一般財団法人エン人財教育センター（現一般財 団法人エン人材教育財団） 監事（現任）
		2016年3月	東洋グリーン株式会社 社外取締役（現任）
		2016年6月	本投資法人 監督役員（現任）
		2017年5月	株式会社幸和製作所 社外取締役（現任）
		2018年11月	株式会社グラックス・アンド・アソシエイツ 監査役（現任）
補欠執行役員 （候補者） 【新任】	柏木 健佑 （1981年4月26日）	2007年10月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 西村あさひ法律事務所
		2012年10月	岩田合同法律事務所
		2016年1月	岩田合同法律事務所 パートナー（現任）
補欠監督役員 （候補者） 【重任】	近藤 祐史 （1981年8月17日）	2005年10月	弁護士登録（東京弁護士会） シティニューワ法律事務所
		2012年7月	ピルズベリー・ウィンスロップ・ショー・ピッ トマン法律事務所 ニューヨークオフィス
		2017年1月	シティニューワ法律事務所 パートナー（現任）

(注1) 上述の各役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有していないとともに、本投資法人との間に特別の利害関係はありません

(注2) 執行役員候補者である伊藤菜々子につきましては、旧姓かつ職業上使用している氏名を上述のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は北菜々子です。

### 3. 日程

2021年8月13日（本日）	役員会にて本投資主総会提出議案を決議
2021年9月3日	本投資主総会招集ご通知発送（予定）
2021年9月25日	本投資主総会開催（予定）

以 上